

○国家公安委員会規則第一号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第八条第一項並びに遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第八条第一項（同法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。）及び第四十条の規定に基づき、遺失物法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年一月十日

国家公安委員会委員長 谷 公一

遺失物法施行規則の一部を改正する規則

遺失物法施行規則（平成十九年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げて

いないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

(受理番号等を記載した書面等の作成)

第四条 警察署長は、提出を受けたときは、直ちに、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

〔一・二 略〕

2 警察署長は、法第十七条前段の規定による届出(以下第五条第一項、第二十九条第二項、第三十二条及び第三十三条第一項を除き単に「届出」という。)を受けたときは、直ちに、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

〔一・三 略〕

第五条 警察署長は、遺失者から物を遺失した旨の届出(以下「遺失届」という。)を受けたときは、別記様式第三号の遺失届出書により受理するものとする。

2 警察署長は、遺失届を受けたときは、直ちに、遺失届出書に受理番号を付すとともに、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

〔一・三 略〕

(掲示の様式等)

改正前

(拾得物件一覧簿の記載等)

第四条 警察署長は、提出を受けたときは、直ちに、次に掲げる事項を別記様式第三号の拾得物件一覧簿に記載しなければならない。

〔一・二 同上〕

2 警察署長は、法第十七条前段の規定による届出(以下第五条第一項、第二十九条第二項、第三十二条及び第三十三条第一項を除き単に「届出」という。)を受けたときは、直ちに、次に掲げる事項を別記様式第四号の特例施設占有者保管物件一覧簿に記載しなければならない。

〔一・三 同上〕

第五条 警察署長は、遺失者から物を遺失した旨の届出(以下「遺失届」という。)を受けたときは、別記様式第五号の遺失届出書により受理するものとする。

2 警察署長は、遺失届を受けたときは、直ちに、遺失届出書に受理番号を付すとともに、次に掲げる事項を書面に記載し、又は電磁的に記録しなければならない。

〔一・三 同上〕

(掲示の様式等)

第九条 法第七条第二項（法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。）の規定による揭示は、別記様式第四号（保管物件に係る揭示にあつては、別記様式第五号）を用いて行うものとする。

2 法第七条第三項（法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。）に規定する書面は、第四条第一項に規定する書面（保管物件に係る書面にあつては、同条第二項に規定する書面）とする。

3 警察署長が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第八条第一項の規定に基づき、法第七条第三項（法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書面の備付け及び閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、第四条第一項に規定する電磁的記録（保管物件にあつては、同条第二項に規定する電磁的記録）に記録されている事項を警察署に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書面により、いつでも関係者に自由に閲覧させるものとする。

（他の警察本部長に通報する貴重な物件）

第十一条 法第八条第一項（法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める物件は、次に掲げる物件とする。

「一〇三 略」

四 運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定

第九条 法第七条第二項（法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。）の規定による揭示は、別記様式第六号（保管物件に係る揭示にあつては、別記様式第七号）を用いて行うものとする。

2 法第七条第三項（法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。）に規定する書面は、拾得物件一覽簿（保管物件に係る書面にあつては、特例施設占有者保管物件一覽簿）とする。

「項を加える。」

（他の警察本部長に通報する貴重な物件）

第十一条 法第八条第一項（法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める物件は、次に掲げる物件とする。

「一〇三 同上」

四 運転免許証、健康保険の被保険者証、在留カードその他法律

の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、在留カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証するもの

〔五・六 略〕

（物件売却書の作成等）

第十三条 警察署長は、法第九条第一項本文又は第二項（これらの規定を法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による売却（第十七条において単に「売却」という。）をしたときは、拾得物件控書の備考欄にその旨及び売却の日並びに売却による代金から売却に要した費用を控除した残額を記載するとともに、別記様式第六号の物件売却書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を作成し、法第三十六条に規定する期間が満了するまでの間、保存しななければならない。

（物件処分書の作成等）

第十六条 警察署長は、法第十条（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分をしたときは、拾得物件控書の備考欄にその旨及び処分の日を記載するとともに、別記様式第七号の物件処分書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を作成し、法第三十六条に規定する期間が満了するまでの間、保存しななければならない。

又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証するもの

〔五・六 同上〕

（物件売却書の作成等）

第十三条 警察署長は、法第九条第一項本文又は第二項（これらの規定を法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による売却（第十七条において単に「売却」という。）をしたときは、拾得物件控書の備考欄にその旨及び売却の日並びに売却による代金から売却に要した費用を控除した残額を記載するとともに、別記様式第八号の物件売却書を作成し、法第三十六条に規定する期間が満了するまでの間、保存しななければならない。

（物件処分書の作成等）

第十六条 警察署長は、法第十条（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分をしたときは、拾得物件控書及び拾得物件一覧簿の備考欄にその旨及び処分の日を記載するとともに、別記様式第九号の物件処分書を作成し、法第三十六条に規定する期間が満了するまでの間、保存しななければならない。

(警察署長による遺失者の確認の方法等)

第二十条 「略」

2 法第十一条第一項(法第十三条第二項において準用する場合を含む。)に規定する受領書の様式は、別記様式第八号のとおりとする。

3 警察署長は、提出物件を権利取得者に引き渡すときは、次に掲げる方法その他の適当な方法により、引渡しを求める者が当該物件の権利取得者であることを確認し、別記様式第八号の受領書又は拾得物件預り書と引換えに引き渡さなければならない。

「一・二 略」

(照会の方法)

第二十二条 法第十二条(法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。)の規定による照会は、別記様式第九号の拾得物件関係事項照会書を用いる方法その他の適当な方法により行うものとする。

(費用の請求)

第二十三条 警察署長は、法第二十七条第一項の費用を当該物件の返還を受ける遺失者又は当該物件の引渡しを受ける権利取得者に請求するときは、別記様式第十号の請求書を交付するものとする。

(保管物件の届出等)

第三十一条 届出は、別記様式第十一号の保管物件届出書を提出することにより行うものとする。

2 「略」

(警察署長による遺失者の確認の方法等)

第二十条 「同上」

2 法第十一条第一項(法第十三条第二項において準用する場合を含む。)に規定する受領書の様式は、別記様式第十号のとおりとする。

3 警察署長は、提出物件を権利取得者に引き渡すときは、次に掲げる方法その他の適当な方法により、引渡しを求める者が当該物件の権利取得者であることを確認し、別記様式第十号の受領書又は拾得物件預り書と引換えに引き渡さなければならない。

「一・二 同上」

(照会書の様式)

第二十二条 警察署長は、法第十二条(法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。)の規定による照会を書面により行うときは、別記様式第十一号の拾得物件関係事項照会書を用いるものとする。

(費用の請求)

第二十三条 警察署長は、法第二十七条第一項の費用を当該物件の返還を受ける遺失者又は当該物件の引渡しを受ける権利取得者に請求するときは、別記様式第十二号の請求書を交付するものとする。

(保管物件の届出等)

第三十一条 届出は、別記様式第十三号の保管物件届出書を提出することにより行うものとする。

2 「同上」

(売却の届出)

第三十二条 法第二十条第三項の規定による届出は、別記様式第十
一号の物件売却届出書を提出することにより行うものとする。
(処分の届出等)

第三十三条 法第二十一条第二項の規定による届出は、別記様式第
十一号の物件処分届出書を提出することにより行うものとする。

2 「略」

(電磁的記録媒体による手続)

第四十一条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による
提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべき
こととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録に
係る記録媒体をいう。)及び別記様式第十二号の電磁的記録媒体
提出票を提出することにより行うことができる。

「一〇七 略」

(売却の届出)

第三十二条 法第二十条第三項の規定による届出は、別記様式第十
三号の物件売却届出書を提出することにより行うものとする。
(処分の届出等)

第三十三条 法第二十一条第二項の規定による届出は、別記様式第
十三号の物件処分届出書を提出することにより行うものとする。

2 「同上」

(電磁的記録媒体による手続)

第四十一条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による
提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべき
こととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電子的方式、
磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方
式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供
されるものに係る記録媒体をいう。)及び別記様式第十四号の電
磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

「一〇七 同上」

「様式を削る。」

別記様式第3号（第4条関係）

拾得物件一覧簿

受理番号	記載日	物件の種類及び特徴	拾得日時	拾得場所	備考
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

「様式を削る。」

別記様式第4号（第4条関係）

特例施設占有者保管物件一覧簿

受理番号		記載日	月 日	保管の場所	名称
特例施設占有者の氏名又は名称					所在地

番号	物件の種類及び特徴	拾得日時	拾得場所	備考
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第4号 (第9条関係)

拾得物件公告

下記の物件の遺失者は、速やかに当署に届出をしてください。

年 月 日

警察署長

記

1 物件の種類及び特徴

2 拾得の日時

3 拾得の場所

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第3号 (第5条関係)

遺失届出書

※		警察署	※受理番号			
※受理日時	年 月 日 午前・後 時 分	※本署		交番・駐在所		
遺失者		住所又は所在地		※取扱者氏名		
住所・氏名	心付が空 氏名又は名称	電話番号その他の連絡先				
遺失日時	年 月 日 午前・後 時 分	分ころから		の間		
遺失場所	年 月 日 午前・後 時 分	分ころまで				
現金のみ						
物	現 金	千円	百円	十円	円	
	物	1万円札 枚	5000円札 枚	2000円札 枚	1000円札 枚	500円硬貨 枚
品	物	100円硬貨 枚	50円硬貨 枚	10円硬貨 枚	5円硬貨 枚	1円硬貨 枚
	品	特数等 (形状・模様・品質等)				点数
上記物件を遺失したので届出をします。						
年 月 日						
警察署長 殿						
氏 名						
備考						

備考 1 ※の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第6号 (第9条関係)

拾得物件公告

下記の物件の遺失者は、速やかに当署に届出をしてください。

年 月 日

警察署長

記

1 物件の種類及び特徴

2 拾得の日時

3 拾得の場所

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第5号 (第5条関係)

遺失届出書

※		警察署	※受理番号			
※受理日時	年 月 日 午前・後 時 分	※本署		交番・駐在所		
遺失者		住所又は所在地		※取扱者氏名		
住所・氏名	心付が空 氏名又は名称	電話番号その他の連絡先				
遺失日時	年 月 日 午前・後 時 分	分ころから		の間		
遺失場所	年 月 日 午前・後 時 分	分ころまで				
現金のみ						
物	現 金	千円	百円	十円	円	
	物	1万円札 枚	5000円札 枚	2000円札 枚	1000円札 枚	500円硬貨 枚
品	物	100円硬貨 枚	50円硬貨 枚	10円硬貨 枚	5円硬貨 枚	1円硬貨 枚
	品	特数等 (形状・模様・品質等)				点数
上記物件を遺失したので届出をします。						
年 月 日						
警察署長 殿						
氏 名						
備考						

備考 1 ※の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第6号 (第13条関係)

物件売却書

受理番号		受理年月日	年 月 日
物 件	種 類	特徴等 (形状・模様・品質等)	
拾得年月日	年 月 日		
拾得場所			
拾得者の 住所・氏名	住所又は所在地 氏名又は名称	電話番号その他の連絡先	
売却 理由	<input type="checkbox"/> 当該物件が滅失し、又は毀損するおそれがある (法第9条第1項関係) <input type="checkbox"/> 当該物件の保管に過大な費用又は手数を要する (法第9条第1項関係) <input type="checkbox"/> 当該物件が法令で定める物に該当 (法第9条第2項関係) (具体的理由)		
売却年月日	年 月 日		
売却の方法			
売却の経過			
売却の 相手方の 住所・氏名	住所又は所在地 氏名又は名称	電話番号その他の連絡先	
売却代金等 の額			
官職・氏名			
備 考			

備考 1 売却理由欄には、該当する事項の口内にし印を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A列4番とすること。

別記様式第5号 (第9条関係)

保管物件公告

下記の物件の遺失者は、速やかに保管している施設の占有者に連絡をしてください。

年 月 日

警察署長

記

- 1 物件の種類及び特徴
- 2 拾得の日時
- 3 拾得の場所
- 4 保管している施設の占有者の氏名又は名称
- 5 保管場所及びその電話番号その他の連絡先

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A列4番とすること。

別記様式第8号 (第13条関係)

物件売却書

受理番号		受理年月日	年 月 日
物 件	種 類	特徴等 (形状・模様・品質等)	
拾得年月日	年 月 日		
拾得場所			
拾得者の 住所・氏名	住所又は所在地 氏名又は名称	電話番号その他の連絡先	
売却 理由	<input type="checkbox"/> 当該物件が滅失し、又は毀損するおそれがある (法第9条第1項関係) <input type="checkbox"/> 当該物件の保管に過大な費用又は手数を要する (法第9条第1項関係) <input type="checkbox"/> 当該物件が法令で定める物に該当 (法第9条第2項関係) (具体的理由)		
売却年月日	年 月 日		
売却の方法			
売却の経過			
売却の 相手方の 住所・氏名	住所又は所在地 氏名又は名称	電話番号その他の連絡先	
売却代金等 の額			
官職・氏名			
捺 印 備 考	署 長		

備考 1 売却理由欄には、該当する事項の口内にし印を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A列4番とすること。

別記様式第7号 (第9条関係)

保管物件公告

下記の物件の遺失者は、速やかに保管している施設の占有者に連絡をしてください。

年 月 日

警察署長

記

- 1 物件の種類及び特徴
- 2 拾得の日時
- 3 拾得の場所
- 4 保管している施設の占有者の氏名又は名称
- 5 保管場所及びその電話番号その他の連絡先

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A列4番とすること。

別記様式第8号 (第20条関係)

受 領 書

受理番号			
物 件 品	現金	円	
	種 類	特徴等 (形状・模様・品質等)	点数
上記の物件を受領しました。			
年 月 日			
警察署長 殿			
住所又は所在地			
氏名又は名称			
電話番号その他の連絡先			
備 考			

注 招標物件預り書を所持する権利取得者は、物件の交付を受ける際に、その預り書を警察署長に提出することにより、この受領書に代えることができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A列4番とすること。

別記様式第7号 (第16条関係)

物 件 処 分 書

受理番号			受理年月日	年 月 日
物 件	種 類	特徴等 (形状・模様・品質等)		
拾得年月日		年 月 日		
拾得場所				
拾得者の住所・氏名等		住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号その他の連絡先		
処 分 理 由	<input type="checkbox"/> 当該物件が滅失し、又は毀損するおそれがある (法第9条第1項関係) <input type="checkbox"/> 当該物件の保管に過大な費用又は手数を要する (法第9条第1項関係) <input type="checkbox"/> 当該物件が法令で定める物に該当 (法第9条第2項関係)			
	<input type="checkbox"/> 売却につき買受人がない (法第10条第1号関係) <input type="checkbox"/> 売却による代金の見込額が売却に要する費用の額に満たない (法第10条第2号関係) <input type="checkbox"/> 法第35条の所有権を取得することができない物件に該当 (法第10条第3号関係) <input type="checkbox"/> その他売却することができない (法第10条第3号関係) (具体的理由)			
処分年月日		年 月 日		
処分場所				
処分方法				
官職・氏名				
備 考				

備考 1 処分理由欄には、該当する事項の口内にし印を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A列4番とすること。

別記様式第10号 (第20条関係)

受 領 書

受理番号			
物 件 品	現金	円	
	種 類	特徴等 (形状・模様・品質等)	点数
上記の物件を受領しました。			
年 月 日			
警察署長 殿			
住所又は所在地			
氏名又は名称			
電話番号その他の連絡先			
備 考			

注 招標物件預り書を所持する権利取得者は、物件の交付を受ける際に、その預り書を警察署長に提出することにより、この受領書に代えることができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A列4番とすること。

別記様式第9号 (第16条関係)

物 件 処 分 書

受理番号			受理年月日	年 月 日
物 件	種 類	特徴等 (形状・模様・品質等)		
拾得年月日		年 月 日		
拾得場所				
拾得者の住所・氏名等		住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号その他の連絡先		
処 分 理 由	<input type="checkbox"/> 当該物件が滅失し、又は毀損するおそれがある (法第9条第1項関係) <input type="checkbox"/> 当該物件の保管に過大な費用又は手数を要する (法第9条第1項関係) <input type="checkbox"/> 当該物件が法令で定める物に該当 (法第9条第2項関係)			
	<input type="checkbox"/> 売却につき買受人がない (法第10条第1号関係) <input type="checkbox"/> 売却による代金の見込額が売却に要する費用の額に満たない (法第10条第2号関係) <input type="checkbox"/> 法第35条の所有権を取得することができない物件に該当 (法第10条第3号関係) <input type="checkbox"/> その他売却することができない (法第10条第3号関係) (具体的理由)			
処分年月日		年 月 日		
処分場所				
処分方法				
官職・氏名				
備 考	署 長			
備 考				

備考 1 処分理由欄には、該当する事項の口内にし印を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A列4番とすること。

別記様式第10号 (第22条関係)

請 求 書

年 月 日

殿

警察署長 印

下記のとおり物件の保管に要した費用を請求します。

費 目 別	金 額	内 訳
	円	
	円	
	円	
備 考		

(切り取り線)

領 収 書

殿

年 月 日

警察署長 印

下記のとおり物件の保管に要した費用を領収しました。

金 円

備考 1 備考欄には、その物件の受理番号その他必要な事項を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第9号 (第22条関係)

拾 得 物 件 関 係 事 項 照 会 書

年 月 日

殿

警察署長 印

拾得された物件の遺失者への返還のため必要があることから、下記事項につき至急
回答願いたく、遺失物法第12条によって照会します。

記
照 会 事 項

【照会警察署の所在地】〒

【担当者氏名】

(電話)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第12号 (第22条関係)

請 求 書

年 月 日

殿

警察署長 印

下記のとおり物件の保管に要した費用を請求します。

費 目 別	金 額	内 訳
	円	
	円	
	円	
備 考		

(切り取り線)

領 収 書

殿

年 月 日

警察署長 印

下記のとおり物件の保管に要した費用を領収しました。

金 円

備考 1 備考欄には、その物件の受理番号その他必要な事項を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第11号 (第22条関係)

拾 得 物 件 関 係 事 項 照 会 書

年 月 日

殿

警察署長 印

拾得された物件の遺失者への返還のため必要があることから、下記事項につき至急
回答願いたく、遺失物法第12条によって照会します。

記
照 会 事 項

【照会警察署の所在地】〒

【担当者氏名】

(電話)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

備考

表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式第12号 (第41条関係)

電磁的記録媒体提出票

第28条
第28条第2項
遺失物法施行規則 第28条第3項 第31条第1項 第32条 第33条第1項
の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出します。
本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

殿

氏名又は名称

住所又は所在地

1 電磁的記録媒体に記録された事項

2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考 1 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記録した書類を併せて提出する場合には、その書類名を記載すること。

3 不要の文字は、横線で消すこと。

4 該当事項がない場合は、省略すること。

5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第11号 (第31条、第32条、第33条関係)

保管物件売却届出書
物件売却
物件処分

第17条
遺失物法 第20条第3項 の規定により届出をします。
第21条第2項

年 月 日

警察署長 殿
氏名又は名称
住所又は所在地

※受理番号 _____ 電話番号その他の連絡先 _____

保管施設の名称等 _____ 名称 所在地 電話番号その他の連絡先

番号	物件の種類及び特徴等		拾得日時・場所	交付日時	整理番号
	現金	物 品			
	(貴重な物件に該当 <input type="checkbox"/> 否)				
	売却・処分理由		保管届出日		
	売却・処分方法		売却・処分予定日		
	(貴重な物件に該当 <input type="checkbox"/> 否)				
	売却・処分理由		保管届出日		
	売却・処分方法		売却・処分予定日		
	(貴重な物件に該当 <input type="checkbox"/> 否)				
	売却・処分理由		保管届出日		
	売却・処分方法		売却・処分予定日		
	(貴重な物件に該当 <input type="checkbox"/> 否)				
	売却・処分理由		保管届出日		
	売却・処分方法		売却・処分予定日		

備考 1 ※の欄には、記載しないこと。

2 不要の文字は、横線で消すこと。

3 口印のある欄については該当の口内にし印を付すこと。

4 「売却・処分理由」欄、「売却・処分方法」欄、「保管届出日」欄及び「売却・処分予定日」欄は、物件の売却又は廃棄の届出をする場合に記載すること。

5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第14号 (第41条関係)

電磁的記録媒体提出票

第28条
第28条第2項
遺失物法施行規則 第28条第3項 第31条第1項 第32条 第33条第1項
の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出します。
本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

殿

氏名又は名称

住所又は所在地

1 電磁的記録媒体に記録された事項

2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考 1 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記録した書類を併せて提出する場合には、その書類名を記載すること。

3 不要の文字は、横線で消すこと。

4 該当事項がない場合は、省略すること。

5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第13号 (第31条、第32条、第33条関係)

保管物件売却届出書
物件売却
物件処分

第17条
遺失物法 第20条第3項 の規定により届出をします。
第21条第2項

年 月 日

警察署長 殿
氏名又は名称
住所又は所在地

※受理番号 _____ 電話番号その他の連絡先 _____

保管施設の名称等 _____ 名称 所在地 電話番号その他の連絡先

番号	物件の種類及び特徴等		拾得日時・場所	交付日時	整理番号
	現金	物 品			
	(貴重な物件に該当 <input type="checkbox"/> 否)				
	売却・処分理由		保管届出日		
	売却・処分方法		売却・処分予定日		
	(貴重な物件に該当 <input type="checkbox"/> 否)				
	売却・処分理由		保管届出日		
	売却・処分方法		売却・処分予定日		
	(貴重な物件に該当 <input type="checkbox"/> 否)				
	売却・処分理由		保管届出日		
	売却・処分方法		売却・処分予定日		
	(貴重な物件に該当 <input type="checkbox"/> 否)				
	売却・処分理由		保管届出日		
	売却・処分方法		売却・処分予定日		

備考 1 ※の欄には、記載しないこと。

2 不要の文字は、横線で消すこと。

3 口印のある欄については該当の口内にし印を付すこと。

4 「売却・処分理由」欄、「売却・処分方法」欄、「保管届出日」欄及び「売却・処分予定日」欄は、物件の売却又は廃棄の届出をする場合に記載すること。

5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式（この規則による改正前の遺失物法施行規則別記様式第三号及び第四号を除く。次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。